

宮崎県は、本県の社会・経済活動を支える物流機能を維持するため、深刻な人材不足が続くトラック運送事業者におけるドライバーの確保・定着を支援する目的で、①運転免許取得費用および②フォークリフト運転技能講習費を補助します。<事業者又は個人が負担した免許取得費用> 本補助金については、県トラック協会が交付申請の窓口となり、交付要綱及び手続き案内等を作成しております。本補助金は予算が無くなり次第、終了となりますので取得予定の事業者は県ト協担当に事前にご相談ください。申請を予定されている事業者の皆様は、県トラック協会ホームページから要綱・様式等をダウンロードのうえ、補助金申請の手続きを行ってください。

## 事業概要

※12/1 以降の免許取得は事前申請（様式第6号・第3号）の提出が必須。

予 算 額	23,220千円
申請期間（取得済み）	【前期取得】令和7年4月1日から令和7年11月30日免許取得済み分 【申請】令和7年12月1日～令和7年12月26日必着
申請期間（取得予定）	【後期取得】令和7年12月1日から令和8年2月28日免許取得予定分 【申請】取得後に随時申請～令和8年2月28日必着 ※事前申請が必要
補 助 対 象 事 業 者	(1) 免許交付時、宮崎県内において「Gマーク」「働きやすい職場認証制度」又は「ホワイト物流」のいずれか1つ以上の認定を受けている事業者であり、ドライバーの待遇改善に当該補助金額以上の額を充当する者。 (2) 宮崎県内の本社又は営業所に在籍するトラックドライバー、従業員等 (3) 対象事業者が申請時点において雇用している者が、令和7年4月1日以降に大型免許（限定解除含む）、中型免許（限定解除含む）、けん引免許若しくは準中型免許（限定解除含む）の取得に要した経費また特例教習の修了に要した経費 ※入校時に教習所へ支払った教習料、諸経費用を補助する。 (4) 対象事業者が申請時点において雇用している者が、令和7年4月1日以降にフォークリフト運転技能講習の修了に要した経費
補 助 経 費	補助率10分の10以内 ※対象経費の全額を補助、但し金額は税抜きとし、千円未満の端数は切り捨てとし、他の補助（国、全ト協、県ト協等）を受けた場合は、その補助額を差し引いた額を上限とする。
補 助 額	補助率10分の10以内 ※対象経費の全額を補助、但し金額は税抜きとし、千円未満の端数は切り捨てとし、他の補助（国、全ト協、県ト協等）を受けた場合は、その補助額を差し引いた額を上限とする。

## 申請書類等

- ① 交付申請書兼請求書（別記様式第1号）
  - ② 納税証明書（県税に未納がないことを証明するもの）
  - ③ 特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第2号）
  - ④ 申請内訳一覧表（別記様式第3号）
  - ⑤ 費用の内訳が確認できる書類（例：請求書、費用内訳書等）
  - ⑥ 領収書の写し又は振込が確認できる書類
  - ⑦ 誓約書（別記様式第4号）
  - ⑧ 運転免許証（修了証）写し添付用紙（別記様式第5号）
  - ⑨ 認定証の写し（「Gマーク」「働きやすい職場認証」「ホワイト物流」のいずれか1つ以上）
  - ⑩ 振込先口座が確認できる書類の写し（例：通帳の表紙及び見開きページ、キャッシュカード等）
  - ⑪ 免許取得者の給与明細又は賃金台帳の写し（補助金申請月支給分）
- ※申請日時点で当該月の給与明細が未発行の場合は、後日提出でも可とします。



※当該補助金は、本県で働くドライバーの確保と定着を支援し、待遇改善に活用することを目的としています。



一般  
社団法人 宮崎県トラック協会

問い合わせ先

TEL : 0985-53-6767  
FAX : 0985-53-2285

